



LGBT などの性的マイノリティ サポートハンドブック

～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～

令和4年3月

熊 本 市

監修 くまにじ

はじめに

本市では、「互いに認め支え合い、だれもが平等に参加できる社会の実現」をめざしています。

近年、性的マイノリティについては、メディアなどで取り上げられる機会が増え、認知度は徐々に高まりつつありますが、現状においては多様な性のあり方について学ぶ機会はまだまだ限られており、偏見や差別等も残念ながら見受けられます。

日常的に様々な市民が手続きや相談に訪問する市役所においては、市職員が性的マイノリティについても、正しい知識を持つとともに、その抱えている困難等についても十分に理解し、寄り添った適切な対応を心掛けることが重要です。

誰もが、性のあり方は一人ひとり違うことを理解し、お互いを尊重しあえる社会となるため、当ハンドブックをご活用いただければ幸いです。



〈 もくじ 〉

1 性の多様性の尊重

- (1) 性のさまざまな要素…………… 1
- (2) LGBTのこと…………… 2

2 市民等への対応

- (1) 窓口や電話での対応等…………… 7
- (2) 性別欄の取り扱い…………… 8
- (3) 性別で区別される施設の運用……… 9
- (4) 所管事業の見直し…………… 10
- (5) 災害時における対応…………… 11
- (6) パートナーシップ宣誓制度…………… 11

3 職場における対応

- (1) 職場内での差別的言動の注意……… 12
- (2) 採用時の対応…………… 15
- (3) 福利厚生制度等…………… 16

4 関連情報…………… 18



〈レインボーフラッグ〉

上から赤・橙・黄・緑・青・紫の6色のこのフラッグは、性的マイノリティのシンボルであり、性の多様性を尊重する意思や連帯を表現するものとして、日本でもよく用いられています。

1 性の多様性の尊重

誰もが出生時に割り当てられた性別のとおり育ち、異性を好きになるのでしょうか？

性はひとくくりにして考えられがちですが、性にはさまざまな要素があります。「男はこう」、「女はこう」と決めてしまわず、性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、違いを尊重しましょう。

(1) 性のさまざまな要素

身体の性的特徴(Sex Characteristics)は、外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体の性的特徴。一般に、出生時、これらの特徴に基づき男女どちらかの性別だと医師等が判断し、出生届が出され、法律(戸籍)上の性別が割り当てられます。

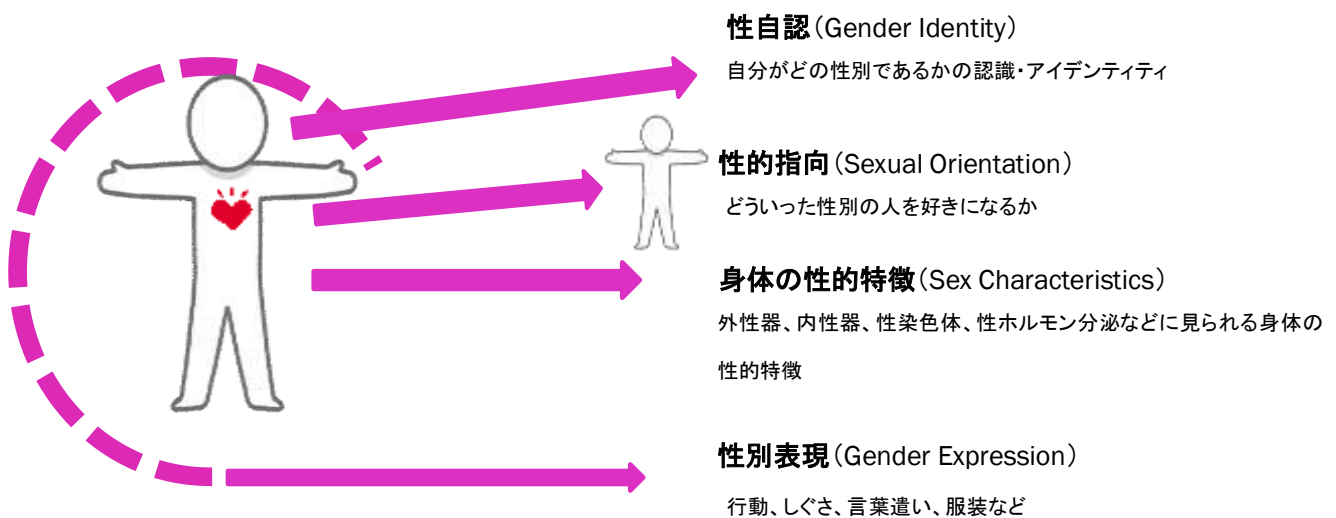
女、男といっても、その身体の性的特徴には様々なバリエーションがあります。「女であればこう」、「男であればこう」として固定的に考えられる身体の性的特徴とは生まれつき一部異なる発達は、性分化疾患、DSDs (Differences of Sex Development)、インターセックスなどと呼ばれます。

性自認(Gender Identity)は、「男性」、「女性」、「どちらでもない」などといった、自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティのことです。身体の性的特徴から割り当てられる法律(戸籍)上の性別と一致する人もいれば一致しない人もいます。一致しない場合には、ホルモン治療や性別適合手術といった性別の違和感を軽減する治療を受けることもあります。しかし、性自認は変更・治療の対象ではありません。

性的指向(Sexual Orientation)は、恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを示すものです。異性愛、同性愛、両性愛などがあります。また、恋愛感情や性的な関心がいかなる性別の人にも向かないということもあります。そして、例えば、異性愛と言っても、100パーセント異性に向いているかという人それぞれであり、性的指向も多様です。

性的指向も治療の対象ではありません。同性愛が病気であるという認識は医学上否定されています。

性別表現(Gender Expression)は、行動やしぐさ、言葉遣い、服装などによる性別に関する表現のことです。時代や文化、社会などによって異なります。性別表現が性自認と一致しないこともあります。



(2) LGBTのこと

L (レズビアン) 女性として女性を好きになる人

G (ゲイ) 男性として男性を好きになる人

B (バイセクシュアル) 異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人、好きになるのに性別が関係ない人

T (トランスジェンダー) 出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人(トランスジェンダーの定義にはかなり幅があります)。性同一性障害者を含みます。

「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称として使われることもあります。

性的指向 (恋愛感情や性的関心の対象がどの性別に向いているか)				
L	G	B	H	A
レズビアン	ゲイ	バイセクシュアル	ヘテロセクシュアル	Aセクシュアル (アセクシュアル)
女性として女性を好きになる人	男性として男性を好きになる人	異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人、好きになるのに性別が関係ない人	自分とは異なる性別の人に性的指向が向く人	恋愛感情や性的関心を他者に対して抱かない人

性自認 (自分がどの性別か)			性自認
性別表現 (行動、しぐさ、言葉遣い、服装など)			性的指向
T	X	C	Q
トランスジェンダー	Xジェンダー (エックスジェンダー)	シスジェンダー	クエスチョニング
出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人 (トランスジェンダーの定義には幅がある)。性同一性障害者を含む	男性・女性に二分できない性自認を持つトランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別を生きる人	性自認や性的指向が明確ではない人、決めかねている人、決めていない人

上の図のとおり、LGBは性的指向に基づくもので、T(トランスジェンダー)は性自認や性別表現に関するものです。トランスジェンダーであることで性的指向は何も既定されませんから、トランスジェンダーの中にも、異性愛、同性愛、両性愛など様々な性的指向の人がいます。

なお、例えば、身体の性的特徴が女とされ法律(戸籍)上の性別が女であるが、性自認が男、性的指向が女である人の場合、この人を、身体の性的特徴や法律(戸籍)上の性別に基づき、レズビアンだと決めつけることは、この人の性自認を尊重しないものであり、不適切です。

また、性自認や性的指向などが分からない・明確ではない人(「クエスチョニング」などと言われます)なども含むことを明確にするために、LGBTQや、LGBTQ+という言葉が使われることもあります。

大切なことは

LGBT であるかどうか、性的マイノリティであるかどうかということではなく、誰にも、それぞれの性的特徴、性自認、性的指向、性別表現があり、性のあり方は、人の数だけ多様であるということ、そして、いかなる身体の性的特徴、法律上の性別、性自認、性的指向、性別表現であっても、自分と違うあり方を否定せず、お互いのあり方を尊重することです。

【コラム1】 性同一性障害とは？ これからもこの言葉は使われるの？

※ 世界保健機構(WHO)が作成する「国際疾病分類」(ICD)は、性同一性障害を「精神及び行動の障害」として分類していました。しかし、2019 年に変更が採択され、分類は「性の健康に関する状態」となり、名称も「Gender incongruence(性別不合)」となりました。これにより、精神障害ではないことが国際的に示されることとなりました。変更後の「ICD-11」は、2022 年より発効されています。ただ、日本では、法律上も性同一性障害という言葉が使われており、まだ性同一性障害という言葉も使われると思われます。

【コラム2】 性的マイノリティは、ホントにいるの？ どのくらいの人が性的マイノリティなの？

「身近にいるなら、今までに会ったことがあるはず」、「もっと会ったことがあるはず」そう思われる方は多いのではないのでしょうか。

しかし、見ただけではなかなか分からないことが多く、「いない」、「会ったことがない」ではなく、「気づいていないだけ」というのが正確でしょう。

どのくらいの人が性的マイノリティであるかについては、民間の調査をもとに「13人に1人」、「11人に1人」などと言われていますが、日本では、まだ、性的指向や性自認を、人口を代表する形で全国的に調べたデータはなく、「何人に1人」と言うことはまだ難しい状況です。こういった基礎的なデータがないということ自体、今の日本で性的マイノリティが置かれている状況をあらわしているかもしれません。

ただ、人口を代表する形で全国的に調べたデータはないものの、一部自治体による調査があります。例えば、2019 年 1～2 月に大阪市で行われた調査(「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」、以下、「大阪市調査」という。)は、同市内に住む 18～59 歳の中から、住民基本台帳からの無作為抽出で調査対象者を選んで行ったものでした。この調査では、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーに当てはまる人の合計は 2.7%でした。誰に対しても性愛感情を抱かない人を含めると合計が 3.3%、さらに決めたくない・決めていない人も含めると 8.2%でした。「日本の何人に1人」と言える調査ではありませんが、参考になります。

ただ、多ければその人権は尊重するが、少なければ尊重しなくてよいということではありませんので、何%、何人にこだわるより、すでにともに生きていることが事実であるということに目を向けるべきではないのでしょうか。

●行政当局が無関心、知識がないことは許されないとの判決が出されています。

正しい知識を身につけ適切に職務を行いましょう。

平成2年、同性愛者の団体（動くゲイと レズビアンのか。通称アカー）が東京都の施設につき宿泊を伴う利用申し込みをしたところ、東京都教育委員会が不承認としたため、同処分の違法を理由に東京都に対して損害賠償を請求。

一審、二審とも東京都が敗訴しました。

東京高裁（平成9年9月16日）判決からの引用

「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当る者として許されないことである。このことは現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」



2 市民等への対応

市役所の窓口には様々な市民の方々が手続きや相談に来られます。その中には、性的マイノリティの方やそのご家族もおられることでしょう。

対応する職員が正確な知識を持たず、先入観にとらわれていると、来庁した方の話が正確に理解できなかったり、また、来庁した方を困らせたり、つらい思いをさせたりすることになりかねません。

性的指向や性自認等に関して必要な配慮は、人権尊重の観点からも公務に従事する者に求められるものです。

性のあり方は多様であることから、対応方法は一人ひとり異なります。

市職員として普段から性的指向や性自認等に関して理解を深め、どのような対応が必要であるか考えておきましょう。

行政サービスを受ける際に抱く不安の例(当事者の声)

- ・対応する職員は、性的マイノリティについて理解があるのか。不用意な言動によって傷つけられるのではないか。説明をたくさんしても、職員に理解がなく、困りごとや状況を理解できないのではないか。
- ・手続きや相談をすることで、知られたくない人にまで、性別のことや同性愛のことが知られるのではないか。

○性自認や性別表現に関する困りごとの例

- ・見た目の性別と、身分証に書かれた性別や名前が一致しないことで、スムーズに手続きができないのではないか。
- ・自認している性別や見た目の性別と、名前から判断される性別が一致していないので、フルネームで呼ばれたくない。

○パートナーに関する困りごとの例

- ・相談したいことがあっても、同性パートナーと暮らしていることが分かったら偏見をもって対応されるのではないかと思い、相談できない。
- ・同性パートナーからDVを受けているが、相談を受けてくれるか分からない。

どのようなことで困るのか、不安に思うか、正確な知識を身につけ、それをもとにして考えることが必要です。

また、状況や考え方も人によって異なりますので、「同性愛だから○○」「トランスジェンダーだから○○」と決めつけてしまわず、その人、その場に応じた対応を考えましょう。

(1) 窓口や電話での対応等

○ 窓口で呼び出す時

法律(戸籍)上の性別とは別の性別で社会生活を送っている方もおられます。

法律(戸籍)上の名前から推測される性別と外見が一致しないなどの理由から、人前で下の名前を呼ばれたくない場合もあります。

- ・呼出しの際には、原則として受付番号を使用します。
- ・受付番号を使用しない場合も、苗字だけで呼ぶなど工夫し、下の名前は呼ばないようにします。

○ 本人に確認する時

・外見で性別を決めつけ、身分証明書や書類などに記載された性別や名前から推測される性別と一致しないからといって、書類などに見比べたり、聞き直したり、問いただしたりすることはやめましょう。

・本人確認は、名前と住所と生年月日で行います。性別では確認しません。

・名前の確認に際しても、周りの人に分からないように配慮しながら、書類等を指さし、「お名前はこちらで間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」等と尋ねるようにし、下の名前を読み上げないようにします。

○ 家族・パートナーについて

・パートナーが同性であることもありますし、同性カップルで子育てをしていることもあります。

・パートナーが異性であることを前提とした表現や、性別を特定するような表現は避けます。

表 現 の 例

奥さん、ご主人、彼、彼女 → パートナー、お連れ合い、配偶者 お付き合いされている方

息子さん、娘さん → お子さん

お父さん、お母さん → 保護者の方、ご家族の方

相談などを聞いていて、相談者のパートナーが同性だと分かることもあります。

パートナーに関わる相談ごと、例えば、パートナーと同一世帯での生活保護申請、公営住宅への入居申込みなどについても、物珍しがったり、門前払いにしたりすることなく、可能かどうかなど対応をしっかりと検討し、丁寧に説明するようにしましょう。

また、DV や性暴力は、同性間でもあり得ます。この場合も、話をよく聞いて対応しましょう。

必要があれば関係機関につなぎ、連携をとることも大切です。

前ページにあげたような場合を想定して、関係機関との連携を含め、事前に対応を協議しておくことも必要です。

以上のことは、市役所各課の会計年度任用職員や指定管理者職員、委託業者等、本市の行政サービスの関わる者に対しても、人権侵害となるような行動をとらないよう周知や指導等を行うことが必要です。

★ 職員一人ひとりの言動が「熊本市職員の代表」「熊本市職員に対応」であることを自覚
しなくてははいけません。

【窓口での表示】

男女共同参画課及び男女共同参画センターはあもにいで、性的マイノリティの方々に配慮した対応を行う窓口であることを明示し、安心して来課してもらうために、カウンターに「当課ではLGBTフレンドリーな対応を行います！」の表示を行っています。



(2) 性別欄の取り扱い

★申請書等の性別欄

市で所管、使用しているもので、市民が記入する必要のある様式、申請書等すべての文書等について点検し、法律で義務付けられているものや、男女の不平等解消のために男女比を明らかにする必要がある場合など合理的な理由があるものを除いて、本当に性別欄が必要であるか改めて精査が必要です。その上で、不要な性別欄は削除しましょう。

★アンケート等の性別欄

アンケートについても、性別を聞く必要性を考え、必要のない性別欄をなくしましょう。

統計上やニーズの把握のために性別欄が必要と判断した場合でも、以下の「性別回答欄を設ける場合」を参考に、無回答含め回答しやすい形式を検討しましょう。

性別回答欄を設ける場合

1 回答自体の工夫

回答が任意であることを明示し、強制しない。

(例) ご回答は任意です。必須ではありません。

2 回答欄の工夫

(例) 2 択にはせず、「回答しない」や「その他」といった選択肢を設ける。

性別 【 男 ・ 女 ・ 回答しない ・ その他() 】

(例) 選択肢にせず、自由記載にする

ご自由に性別をご記入ください(回答は任意です)【 】

(3)性別で区別される施設の運用

法律(戸籍)上の性別と性自認が異なる方が、トイレ、更衣室、入浴施設といった性別によって区別される場所を利用する場合があります。本人の意思を尊重するのが原則ですが、意思に沿った対応が難しい場合には、できるだけ本人の意思を踏まえつつ、現時点で可能な対応を検討しましょう。

トイレについて

ご自身の判断で男女別のトイレを利用している方もいらっしゃいますが、男女別のトイレを利用しづらい方もいらっしゃいますので、性別に関わらず利用できる多目的トイレの整備も検討しましょう。多目的トイレがある場合は、使いやすくなるように、「だれでもトイレ」、「どなたでもご利用ください」などの表示をするのがよいでしょう。ただ、その利用のみを強制しその利用者が普段暮らしている性別での施設利用させないことには不信感や不快感を与え、また、不便にもなりますので、留意する必要があります。

男女別の更衣室、入浴施設について

他の利用者と時間をずらして利用する、個室として使える場所(更衣室内に個室も作る、入浴施設であれば、家族風呂等)を提供するなどの方法もあります。

各施設の設備の状況に応じて、事前に対応を検討しておきましょう。

(4) 所管事業の見直し

現行において、親族を要件としていたり、運用上要件とするかのように扱われていたりする場合、法律（戸籍）上同性であるパートナーも同様の取り扱いとするよう、条件の緩和、運用改善の可能性やそのための方策について検討が必要です。

【例】熊本市が見直したもの 公営住宅の入居、公立病院の面会や手術同意 など

【コラム 3】 社会福祉と LGBT

社会保障や社会福祉そして医療等の現場でも、LGBT の人たちは様々な困難に直面しています。

例えば、男女どちらかの性別と決められたくないと思っていたり、法律（戸籍）上とは違う性別で生活していたりしていても、障害者や高齢者の介護の現場や入所施設、児童養護施設などでは、「男女」の二つの枠で分けられがちで、入居の部屋、着替え、入浴介助やトイレ介助など諸場面で自分が望んでいる性別での対応をされないこともあります。また、差別的な発言や対応などにより、プライベートな時間であるはずの居室でも自分の好きな恰好や振る舞いをするに委縮する結果となることも少なくありません。

介助する職員である場合も同様で、異性愛を前提とした「同性介助」の原則のもと、法律上とは違う性別で仕事や生活をしているのに法律上の性別で単純に配置されてしまって困ることがあります。また、当事者であることを打ち明けたばかりに好奇の目にさらされたり、邪推され担当を外されたりすることもあります。

これまでも社会福祉の現場には LGBT の人たちはいましたが、その存在は不可視化されてきました。

それは、異性間同士の婚姻を前提としてつくられた生活保障にかかわる諸制度も同様です。ともに人生を歩んできたパートナー同士であっても、主たる生計者が死亡した場合は、現行制度のままでは相手の方への生活保障にはつながりません。

高齢社会まっただなかの現在、そして性の多様性がうたわれている現在、社会福祉の様々な場面で、異性愛者ではない人、生まれた時に割り当てられた性別とは違う性別で生きている人など、LGBT の人たちに会うことは増えていくと思います。人の福祉にかかわる現場だからこそ、早急に具体的な改善が求められます。

(5)災害時における対応

災害時には、行政も特別な状況に置かれるため十分な対応が難しくなりますので、対応を事前に検討しておくことが特に重要です。

避難所で困るものの例

- ・性的マイノリティであることが関係して困っていることや辛いことを誰にも言えない。
- ・詮索されるのが嫌で地域の人と付き合いが普段からないので、避難所に行きにくい。

●性自認や性別表現に関する困りごとの例

- ・避難者名簿に法律(戸籍)上の性別と名前を記入するのに抵抗があり、避難所に行けない。
- ・男か女かわからないと避難所の職員や他の避難者から奇異の目で見られる。
- ・自認している性別に応じた下着や衣類がもらいづらい。
- ・男性的な外見のため、生理用品をもらいづらい。
- ・自認している性別のトイレ、更衣室が使いづらい。
- ・身体を見られて不審がられないか心配で、他に人と一緒に入浴できない。
- ・災害発生により定期的なホルモン治療ができない。

●パートナーに関する困りごとの例

- ・同性パートナーとの関係を説明しにくい。周りの目が気になり、一緒に過ごしにくい。
- ・安否確認の際、パートナーなのに知人扱いされる。

(6)パートナーシップ宣誓制度

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係を尊重するもので、宣誓された二人に熊本市が受領証をお渡ししています。婚姻とは違い、法律上の効果が生じるものではありません。

本市では、パートナーシップ宣誓をされたカップルのうち世帯収入など要件に合致する方は、市営住宅の申込ができます。その他、記念樹のプレゼントなどを行っております。

全国でもパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体が増えています。そこで本市では、転居しても簡易な手続きで受領証をそのまま使えるよう、他自治体と連携して環境づくりを進めており、令和4年2月現在、福岡市、北九州市、鹿児島市と連携しています。

3 職場における対応

誰もが働きやすい職場であるためには差別やいじめ、パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラなどのあらゆるハラスメントがないようにする必要があります。ある調査では、「職場で性的マイノリティに関する差別的な言動を見聞きしたことがあるか」について、差別的言動が多いとの回答は、性的マイノリティでは約40%ですが、そうでない人では約25%と差がありました((c) 特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ、国際基督教大学ジェンダー研究センター 2020)。この違いは、認識の仕方や受け取り方の違いにもあると考えられ、そのつもりがなくても、相手を傷つけてしまうことがあることが分かります。思いがけず傷つけてしまうことのないように、自身の態度や言葉が与える影響をよく考え、行動しましょう。

(1) 職場内での差別的言動の注意

「同性どうして仲良くしていてあやしい」、「男らしくない」、「気持ち悪い」、「あぶない」、「普通じゃない」など、性的指向や性自認、性別表現などに関する差別的な発言は、言われた人や周囲の人を傷つけたり不快にしたりするもので、絶対に許されるものではありません。何気ない冗談のように言われ、みんな笑っているように見えても、実は、無理に愛想笑いをしている人もいるかもしれません。

また、「結婚しないの」、「彼氏(彼女)はいるの?」などは、直接的な差別発言にはあらず、職場のコミュニケーションを円滑にするための言動だと思われるかもしれませんが、異性愛を前提とした発言であり、存在をないがしろにされていると感じる人がいるかもしれません。また、不用意に個人の生き方に踏み込むものであり、異性愛者でも嫌な思いを感じる人がいるかもしれません。

誰もが働きやすい職場にするために、これまで何気なく言ったり、笑ったりしていたことについても、今一度、自身の言動をふり返ってみましょう。特に、指導的な立場にいる人は、自身の言動を省みるだけでなく、職場で差別的言動がなされないよう周りの人の言動にも注意しましょう。

また、「ホモ」、「おかま」、「レズ」、「おなべ」、「オネエ」といった言葉は差別的な表現と受け取られることがあります。職場の内外に限らず使用しないようにしましょう。

★アウティング(暴露)に注意

本人の同意なく、性のあり方(性的指向や性自認など)を他人に暴露することを「アウティング」と言います。

アウティングは、重大な人権侵害であり、時に命にも関わるという認識のもと、絶対に行ってはいけません。

本人の性的指向や性自認などについて、他の管理職や周囲と情報共有が必要な場合であっても、**必ず本人の同意を取った上で**行い、本人の了承なく、性的指向や性自認などの個人情報に周りに知られることがないように徹底する必要があります。

アウティングとカミングアウト

アウティング

(Outing)

本人の同意なく、性のあり方(性的指向や性自認など)を他人に暴露すること

カミングアウト

(Coming Out)

自分の性のあり方を自覚し、それを自らの意思で他者に伝えること

★カミングアウトされた際には・・・

・「好きにならないでね」「襲うなよ」等、不用意な発言は決してしないでください。

異性愛の場合と同じように、同性が好きだからといって、同性なら誰でも好きになるわけではありません。ましてや、性暴力を振るうことを前提とした発言は、強い偏見に基づき明らかに不適切です。

・職場でカミングアウトをされた場合は、「職務上受けた相談と同様の守秘義務がある」と考えましょう。

・誰が知っているのか、また、誰に伝えてよいか、伝えないでほしいかを聞き、意図しないアウティングも行わないように気を付けましょう。

※カミングアウトにも様々な理由があります。誰に・いつ・どのように・どこまでカミングアウトするかしないかは、他人が干渉するものではなく、本人が決めることです。

【パワーハラスメント防止措置義務が課せられています】

※性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウティングもパワハラになりえます。

改正労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)が成立し、2020年6月から、熊本市にもパワーハラスメントの防止措置義務が課せられることになりました。

主な内容は次のとおりです。

- (1) 職場におけるパワハラの内容やパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること
- (2) 相談窓口を設置し周知するとともに、適切に相談対応できるようにすること
- (3) パワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応(事実関係の確認、被害者への配慮措置の適正実施、行為者への措置の適正実施、再発防止措置)
- (4) 相談者・行為者等のプライバシー保護措置とその周知、相談等による不利益取り扱い禁止を定め、周知・啓発すること

そして、改正労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止指針(事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針)において、次の事柄もパワハラにあたると考えられると規定されています。

パワハラ防止指針により、パワハラにあたると考えられるものの例

・相手の性的指向や性自認に関する侮辱的言動

(例えば、「お前みたいなホモは近づくな」、「お前はオトコオンナだ、気持ち悪い」と言うことなどがあたると考えられます)

・労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること(アウティング)

【相談窓口】

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱」に定めのある相談窓口に相談可能です。

※平成26年7月1日施行の男女雇用機会均等法施行規則の改正等で、職場におけるセクシュアルハラスメントに、異性に対するものだけではなく同性に対するものも含むことが明文化されました。

さらに、いわゆるセクハラ指針(平成18年厚労省告示第615号)の平成29年1月1日施行分の改正で、同指針の対象となるセクハラは、セクハラ被害を受けた側の性的指向または性自認に関わらないことが明らかにされています。

【ハラスメントに係る相談体制】

パワハラ防止指針が策定されたことから、熊本市においても、性的指向、性自認、性別表現に関わるハラスメントの相談にも応じられるようにし、誰もが働きやすい職場環境を実現する必要があります。

各所属長や上司が相談を受けた際には、相談者の訴えを真摯に受け止め、決してアウティングは行わずプライバシーに配慮しつつ、適切な対応に努めましょう。

【職場での配慮】

職場では、長い時間を過ごし上司・同僚・部下とは継続的な関係になるため、よりいっそう、困りごとが生じます。

困っていても、周りは本人が困っていることに気づきづらく、本人も言いだしにくいことが多いため、状況が悪化し対応が難しくなってしまふことがあります。そうならないように、本人がなるべく早く困っていることや希望を言って相談することができる職場づくりを目指しましょう。

(2) 採用時の対応(審議会等公募委員、会計年度任用職員等含む)

採用の可否は、仕事の適性や職務上の能力を有しているかで判断するものであり、性的指向、性自認、性別表現により採否判定を行ってはいけません。

面接時にも、法律(戸籍)上の性別と一致しない服装、ふるまい、言葉使いなどや性的指向など、職務上の能力に関係ないことについて、問いただしたり、批判したり、嘲笑したりするなど、差別的言動や相手を傷つける行動は厳に慎みましょう。

(3) 福利厚生制度等

法定の配偶者や親族でなくても、慶弔休暇、手当などの制度を、より多くの職員が公平に利用し給付が受けられるような制度づくりや、また、性同一性障害の職員がホルモン治療、性別適合手術といった医学的措置を受ける際の休暇についても、休暇がとりやすいような環境づくり、制度づくりが求められています。担当部署においてできることを検討しましょう。

健康診断や医師の診断書は、特に性別違和のある場合、事情を知らない医師に診られることに不安があることもありますので、職員の希望する医師の受診を認めることが望まれます。

また、産業保健スタッフは性的指向や性自認について知識や理解をさらに深め、職員等からの相談に的確に対応していくことが求められます。

【コラム 4】 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成16年に施行された性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、「特例法」といいます。）により、一定の要件を満たせば、法律上、性別の取扱いを変更できるようになりました。

変更前は、法律上は同性であるために結婚できなかった人でも、変更後には法律上異性ということになれば、結婚することもできます。

この法律で性別の取扱いを変更した人は1万人を超えており、もちろん熊本にも性別の取扱いを変更した人がいます。

しかし、性別の取扱いを変更するには外科的な手術の必要があるなど要件が厳しく、変更したくしても変更できない人も多くいます。

性的マイノリティにとっても暮らしやすい熊本にするために活動する民間団体「くまにじ」が平成29年から平成30年にかけて行った、熊本県在住または熊本県在住経験のある性的マイノリティを対象としたアンケートでは、出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人65名のうち、この法律で性別の取扱いを変更している人はわずか5名（8パーセント）しかいませんでした。

特例法があるからといって、性別の取扱いを変更している人ばかりではなく、むしろ変更できる人、している人は少ないのだということを踏まえて、対応する必要があります。

最低限知っておきたい基礎用語

身体の性的特徴 (Sex Characteristics)	外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる身体の特徴
性自認 (Gender Identity)	「男性」、「女性」、「どちらでもない」などといった、自分がどの性別であるかの認識・アイデンティティ
性的指向 (Sexual Orientation)	恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを示すもの
性別表現 (Gender Expression)	行動やしぐさ、言葉遣い、服装などで性別に関しなされる表現。時代や文化、社会などによって異なる。
ソ ジー SOGIE	性的指向、性自認、性別表現の英語の頭文字をとった言葉。身体の性的特徴も含め、SOGIESCという言葉が使われることもある。SOGIE も SOGIESC も誰もが持つ属性なので、性的マイノリティのことを「SOGIE の人」などと言うのは誤りである。
LGBT	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われることがある。クエスチョニングも入れた、LGBTQやLGBTQ+という言葉が使われることもある。
レズビアン	性自認が女性で、性的指向が女性に向く人
ゲイ	性自認が男性で、性的指向が男性に向く人
バイセクシュアル	男性も女性も好きになる人、好きになるのに性別が関係ない人
ヘテロセクシュアル	異性愛者。その人の性自認を基準として性的指向が異性に向く人
アセクシュアル	恋愛感情や性的関心を他者に対して抱かない人
トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人。対義語は、シスジェンダー。定義に幅があり、身体の性と性自認が一致しない人などと説明されることもある。どちらの定義の場合も、性同一性障害者を含む。
エフ ティ エム F t M (Female to Male)	出生時に割り当てられた性別は女性であるが、男性として生きる人、生きることを望む人。トランスジェンダー男性という場合もある。
エム ティ エフ M t F (Male to Female)	出生時に割り当てられた性別は男性であるが、女性として生きる人、生きることを望む人。トランスジェンダー女性という場合もある。
X ジェンダー	女性、男性に二分できない性自認を持つ人
シスジェンダー	出生時に割り当てられた性別を生きる人
クエスチョニング	性自認や性的指向などが分からない・明確ではない・決めていない人
カミングアウト	自分がゲイであると人に伝えるなど、自らの性のあり方(性的指向や性自認など)を自覚し、それを自らの意思で他者に伝えること
アウティング	本人の同意なく、性のあり方を他人に暴露すること

4 関連情報

	窓口名	連絡先	相談日・時間
熊本市の 相談窓口	DV法律相談※要予約	予約専用電話 352-2587	第2・3木曜日 13:00～16:00
	男女共同参画法律相談 ※要予約		第4木曜日 13:00～16:00
	DV 相談	DV 相談専用電話 328-3322 メールアドレス dv_soudan@city.kumamoto.kumamoto.jp	月～金曜日 ・電話相談 8:30～17:15 ・メール相談(メールの返信には 1週間程度かかります。)
	福祉総合相談 家庭・女性相談	中央区 328-2301 東 区 367-9127 西 区 329-5403 南 区 357-4129 北 区 272-1118	月～金曜日 8:30～17:15
	こころの健康センター	362-8100	月～金曜日 9:00～16:00
	児童相談所	366-8181	月～金曜日 8:30～17:15
	子ども・若者総合相談 センター	TEL 361-2525 メールアドレス kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp	・電話相談 8:30～21:00 ・面接相談 8:30～17:15 ※面談は予約優先 月～金曜日 ・メール相談 (24 時間受付)
民間の 相談窓口	よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間受付、年中無休 ガイダンスが流れたら 4 番を押すと、性別の違和や同性愛に関わる相談の専門ダイヤルに繋がります。また、電話での聴き取りが難しい方用の FAX 相談は FAX0120-773-776
	ゆあさいどくもと	386-5555	性犯罪被害相談 (24 時間受付、年末年始を除く)

※性的マイノリティについても相談者として当然想定し相談を受け付けています。※市外局番 096 を省略しています。

～ 当事者の想い ～



私はスカートが嫌いで、野球やサッカーをして遊ぶのが好きでした。

時々、他のクラスの人や上級生が、男のコと一緒に遊んでいる私に対して、集団で、「お前、男？女？」、「中性って知ってる？」「オトコオンナ」、「変態」などと言って、からかったりバカにしてくることがありました。「自分は全然知らない人から何か言われて怖い目にあうこともある存在なんだ」ということを十分認識させられました。

けれど家族は誰も私に、「女らしくしろ」とか「スカートをはけ」とか言うことはありませんでした。男のコとばかり遊んでいることを一度も咎められませんでした。家族のだれからも「男のコみたいだね」とすら言われた覚えはありません。私が私のままでいることをずっと自然に受け入れてくれていました。

「男」「女」の枠組みに当てはまらない存在に対して大人ですが、子どもはもっと素直に残酷なことをすることがあります。そんな時、まわりにどんな大人がいるかはとても大切です。時には命に関わることだと思います。私の場合は家族に助けられましたが学校の先生、近所の人、図書館の職員地域のスポーツクラブの人、塾の先生いろんな大人が言葉をかけ受け入れることで救われることがあると思います。



僕は熊本市に住み
男性同性愛者として社会的に
カミングアウトをして生きています。

振り返ると、同性に対して恋愛感情を抱いたのは中学生の頃からだと思うけど
はじめてはっきり意識して
同性の男の子を好きになったのは
2000年に沖縄で出会った
異性愛者の男の子に対してだった。

その子にメールでカミングアウトして
自分の気持ちを伝えたが返事がない日が続き
告白しなければよかったと悩んだが
一週間ぐらいしてその子から返事がきた。

「お前が好きになった奴が
たまたま女を好きだっただけで
俺は何もしてあげられないけど
話ぐらいならいつでも聞くんよ。」



LGBTなどの性的マイノリティサポートハンドブック

～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～

【編集・発行】熊本市文化市民局人権推進部男女共同参画課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

TEL (096) 328-2262・FAX (096) 351-2030

E-mail: danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp

※本サポートハンドブックは、天草市「性の多様性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」、岩手レインボー・ネットワーク制作「にじいろ防災ガイド」を参考に作成しました。